

ご家族が行方不明になることが心配な方へ

「思いやりあんしんカルテ」

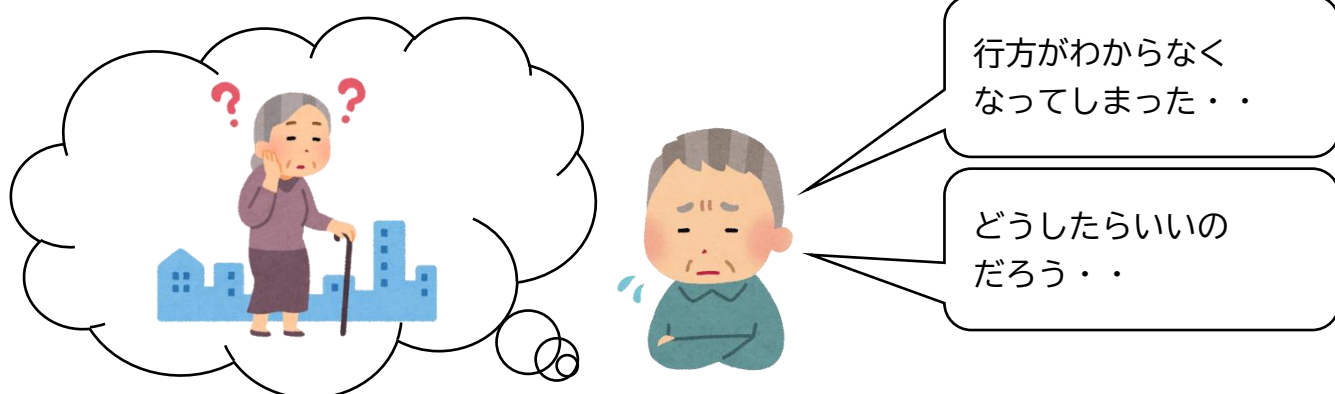
をご利用ください

「思いやりあんしんカルテ」は、行方不明になる可能性のある方を早期に発見し、安全の確保につながることを目的としています。

提出していただいた「交付申請書」は、松本警察署と情報共有を行います。



◎もし行方が分からなくなったら



行方不明になったら、すぐに松本警察署に連絡をしてください。

松本警察署 0263-25-0110

◎事前に「思いやりあんしんカルテ」を作成してあると・・・

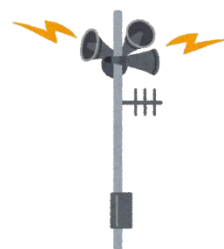


メリット

「思いやりあんしんカルテ」に記載されている基本情報を見ることで、慌てずに情報提供ができます。

警察署から防災行政無線*2等の案内がありますので、ご活用下さい

*2松本市が行う防災行政無線です



◎「思いやりあんしんカルテ」申請から活用までの流れ

対象となる方

松本市内に在住しており、地域包括支援センターおよび指定居宅介護支援事業所または民生児童委員が把握している本人とその家族のうち希望する者。

申請に際して

地域包括支援センターへカルテ交付申請書を提出します。希望者は、本人の写真を提供することができます。提出された交付申請書は松本警察署へ送付されます。

地域包括支援センターの職員から説明を受け、カルテの交付を受けます。交付されたカルテに、住所、氏名、身体特徴、健康状態、連絡先等を記入し保管します。(馴染みの人や場所等、できる限り詳しい記入をお願いします。)

活用方法 (行方がわからなくなったら)

①行方不明になってしまったら、できるだけ早く警察署へ届出してください。

カルテの基本情報を見ることで、慌てずに情報提供ができます。

②警察署から防災行政無線等の案内があります。

防災行政無線や松本安心ネット*3は発見につながりやすいです

*3松本市が行うメール配信システムです。

③思い当たる場所や親戚、友人に早急に確認をします。

どなたかは自宅で待機するか携帯電話を所持していつでも連絡がとれるようにしておきます。

④先に発見した場合は、警察署へ速やかに連絡してください。

日頃の地域の見守りも大事ですね

市の福祉サービスとして、
徘徊GPS端末機の貸与もあります

民間企業による安否確認サービスもあります

ご自身やご家族が認知症かな？と感じたり、心配なことがありましたら、お近くの地域包括支援センターにご相談ください

「思いやりあんしんカルテ」の申請は、地域包括支援センターで受け付けています

松本市地域包括支援センター

センター名	担当地区	電話	センター名	担当地区	電話
北部	岡田、本郷、四賀	87-0231	南東部	寿、寿台、内田、松原	85-7351
東部	第三、入山辺、里山辺	36-3703	南部	松南、芳川	27-5138
中央	第一、第二、東部、中央、白板	31-0022	南西部	神林、笹賀、今井	50-7858
中央北	城北、安原、城東	34-8511	河西部	島内、島立	48-6361
中央南	庄内、中山	55-3320	河西部西	新村、和田、梓川	47-0294
中央西	田川、鎌田	38-3310	西部	安曇、奈川、波田	87-1572